

飛翔

人事委員会年報

平成26年度

佐賀県人事委員会

目 次

全 般 事 項

I 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の事務	1
3	人事委員会委員	1
4	事務局の組織	2
5	事務局の分掌事務	2
6	事務局の職員	3
7	平成26年度予算	3

II 人事委員会

1	人事委員会の開催状況	4
2	条例案に対する意見	10

業 務 の 執 行

I 公平審査事務

1	職員の分限処分及び懲戒処分	11
2	勤務条件に関する措置要求	11
3	不利益処分についての不服申立て	11
4	苦情相談の状況	12
5	公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	12
6	退職手当の支給制限等の処分についての意見	12

II 職員団体事務

1	管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	13
2	管理職員等の範囲一覧表	14
3	職員団体の登録	16
4	法人格付与法に基づく申請及び変更届	16

III 任用事務

1	採用試験	17
(1)	平成26年度採用試験の概要	17
(2)	平成26年度採用試験の実施状況	19
(3)	採用試験の過去の実施状況	20
(4)	受験者数の推移	24
2	採用選考	25
3	昇任選考	27

4	転任協議	27
5	公益法人等への職員派遣	27
6	任期付職員採用	28
7	任用関係規則の改正	28
IV 給与事務		
1	職員の給与に関する報告	29
	(1) 報告	29
2	給与関係規則及び運用通知の制定又は改正	41
	(1) 規則の制定又は改正等	41
	(2) 運用通知の制定又は改正等	44
3	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	46
	(1) 研修、表彰等による昇給	46
	(2) その他	46
V 職員の勤務条件関係事務		
1	労働基準監督機関としての職権行使	47
	(1) 事業場の区分	47
	(2) 労働基準監督機関の職権行使	48
	(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	49
	(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施	49
2	職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正	50
	(1) 規則の制定又は改正等	50
	(2) 運用通知の制定又は改正等	50
VI 公平委員会の受託事務関係		
1	受託団体	51
2	勤務条件に関する措置要求	51
3	不利益処分についての不服申立て	51
4	苦情相談の状況	51
5	職員団体事務	51
	(1) 管理職員等の範囲	51
	(2) 職員団体の登録	52

全般事項

I 組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

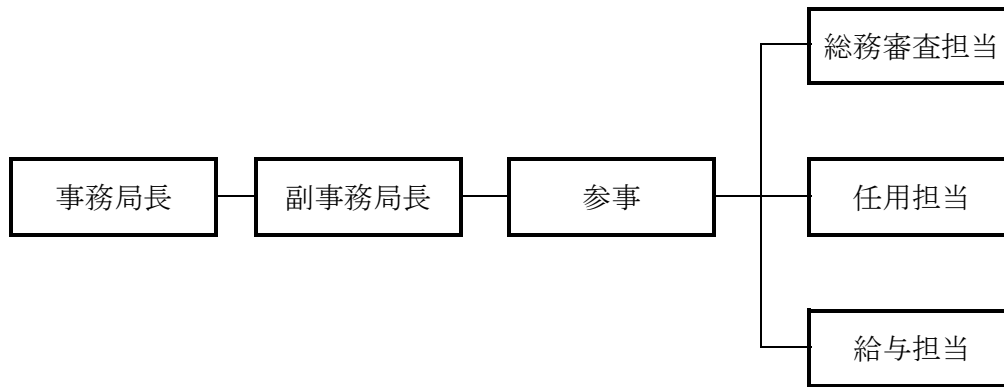
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- (8) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (9) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (10) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- (11) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (12) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(平成26年3月31日現在)

職名	氏名	任期	職業	備考
委員長 (非常勤)	大西 憲治	平23. 8. 3 ~ 平27. 8. 2	団体役員	平23. 8. 3 委員就任 平23. 8. 9 委員長就任
委員 (非常勤)	松尾 弘志	平23. 8. 3 ~ 平27. 8. 2	弁護士	平23. 8. 3 委員就任
委員 (非常勤)	中川原 三和子	平26. 3. 30 ~ 平30. 3. 29	社会福祉法人役員	平25. 7. 1 委員就任 平26. 3. 30 委員再任

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

担当名	分 掌 事 務
総務審査担当	1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。 3 公印の管守・文書の收受、発送、保存に関する事。 4 財務事務に関する事。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分不服申立てに関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。 9 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関する事。 10 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関する事。 11 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。 12 委託された公平委員会の事務処理に関する事。 13 他担当の所掌に属しない事務に関する事。
任用担当	1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関する事。 2 職員の採用試験、選考その他任用に関する事。 3 職員の臨時的任用に関する事。 4 職員の定年等に関する事。 5 職員の研修及び勤務成績の評定制度の総合的企画に関する事。 6 職員の人事記録の管理その他人事統計報告に関する事。
給与担当	1 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関する事。 2 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関する事。 3 職員の給与その他給与に関する事。 4 職員に対する給与の支払監理に関する事。

6 事務局の職員

(平成26年4月1日現在)

担当名及び職名		氏 名	発 令 年 月 日
事 務 局 長		社 頭 文 吾	平 2 6 . 4 . 1
副 事 務 局 長		原 恒 久	平 2 4 . 4 . 1
参 事		宮 原 文 子	平 2 4 . 4 . 1
総務審査担当	係 長	毛 利 裕 人	平 2 6 . 4 . 1
	主 査	寺 田 直 樹	平 2 3 . 4 . 1
	主 査	太 田 和 範	平 2 5 . 4 . 1
	副 主 査	上 杉 夏 樹	平 2 2 . 4 . 1
	副 主 査	亀 崎 千 春	平 2 4 . 4 . 1
	主事(臨)	福 田 まゆみ	平 2 5 . 4 . 1
任 用 担 当	係 長	植 松 剛	平 2 4 . 4 . 1
	主 査	西 牟 田 美也子	平 2 5 . 4 . 1
	副 主 査	小 野 定 利	平 2 4 . 4 . 1
	主 事	五 反 田 愛 梨	平 2 6 . 4 . 1
給 与 担 当	係 長	牛 島 一 昭	平 2 6 . 4 . 1
	主 査	寺 崎 裕 子	平 2 5 . 4 . 1
	主 査	近 藤 英 心	平 2 5 . 4 . 1
	非常勤嘱託	西 村 香 美	平 2 5 . 4 . 1

7 平成26年度予算

(単位:千円)

区 分		当初予算	補正予算	最終予算	予算額の費目別内訳
歳 入	警察官採用共同試験実施収入	478	△200	278	雑 入 (財源充当) 610
	” (警務課財源充当分)	(202)	(△71)	(131)	
	市町村等公平委員会受託事務収入	448	△116	332	
	合 計	926	△316	610	
歳 出	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 6,528
	職員給与費	125,401	△8,071	117,330	給 料 61,399
	人 件 費 小 計	131,929	△8,071	123,858	職員手当等 33,847
	委員活動費	676	△274	402	共 済 費 22,084
	事務局一般運営費	4,784	△587	4,197	報 酬 2,010
	任用関係事務費	19,088	△3,678	15,410	職員手当等 213
	給与調査研究費	1,500	△297	1,203	共 済 費 322
	公平審査費	628	△455	173	報 償 費 317
	労働基準監督等事務費	145	△94	51	旅 費 3,070
	市町村等公平委員会受託事務処理費	448	△116	332	交 際 費 20
	事 業 費 小 計	27,269	△5,501	21,768	需 用 費 3,321
	合 計	160,124	△13,888	146,236	役 務 費 274
				委 託 料 7,750	
				使 賃 料 1,610	
				負 担 金 2,861	

II 人事委員会

1 人事委員会の開催状況

平成26年度における人事委員会の会議は定例会24回、臨時会2回、計26回であり、その開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	議案等
H26. 4.10 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について(通知)の一部改正について(報告事項)</p> <p>1 特定任期付職員業績手当支給に係る判断結果について</p> <p>2 平成25年地方公務員給与実態調査結果の概要について</p> <p>3 国家公務員の給与の在り方に関する懇話会の最終報告について</p> <p>4 平成26年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠〕の申込状況について</p> <p>5 平成25年(不)第1号事案の再答弁書について</p> <p>6 平成25年(不)第1号事案の証拠(書証)の認否について</p> <p>7 平成25年度苦情相談の状況について</p>
H26. 4.23 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について</p> <p>2 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>3 職員の昇任選考について</p> <p>4 表彰(教育委員会等が行う)による昇給について(通知)の一部改正について(報告事項)</p> <p>1 平成26年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>2 平成26年度佐賀県警察官A採用試験実施計画の報告及び同試験における事務の協力について</p> <p>3 公務員連絡会地方公務員部会等からの要請書について</p> <p>4 平成26年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠〕に係る採用予定者数の変更について</p> <p>5 平成25年(不)第1号事案の再反論書について</p>
H26. 5.16 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 任期付研究員の採用について</p> <p>2 口頭により開示請求ができる個人情報(人事委員会告示)の一部改正について</p> <p>3 佐賀県が行う公平委員会の事務の受託に関する協議について(報告事項)</p> <p>1 懲戒処分について</p> <p>2 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布について</p>
H26. 5.27 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 平成25年(不)第1号事案に係る求積明について(報告事項)</p> <p>1 平成25年度佐賀県職員採用試験及び警察官採用試験における任命権者の選択結果について</p> <p>2 平成20年(不)第1号事案に係る控訴審判決について</p>

開催年月日	議 案 等
H26. 6.17 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について 2 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠〕の最終合格者の決定について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 懲戒処分について 2 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について 3 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿に係る採用予定者数の変更について 4 就活時期の後ろ倒しに伴う採用試験日程について 5 平成20年(不)第1号事案に係る取消訴訟について
H26. 6.24 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕の実施要綱について 2 平成26年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施要綱について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与制度の総合的見直しに関する要請書について 2 懲戒処分について
H26. 7. 3 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴う関係規則及び関係通知の一部改正等について 2 職員の採用選考について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年(不)第1号事案に係る求積明事項に対する回答及び再々答弁書について
H26. 7.16 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県が行う公平委員会の事務の委任について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度佐賀県警察官A採用試験〔第1回〕の実施結果について 2 平成26年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考第1次選考実施要綱について 3 平成25年(不)第1号事案に係る再々反論書について
H26. 7.29 (臨時会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の昇任選考について
H26. 8. 7 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年(不)第1号事案に係る審理終了の予告等について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度佐賀県警察官B採用試験実施計画の報告及び同試験における事務の協力について 2 職員の給与等に関する報告資料の概要について 3 人事委員会勧告に向けた要求書の提出について 4 人事院勧告及び報告について

開催年月日	議 案 等
H26. 8.21 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について 2 級別職務区分表の一部改正について 3 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について 4 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 5 不服申立て(審査請求)の受理について 6 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について 7 職員の昇任選考について (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告資料の概要について 2 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿に係る採用予定者数の変更について 3 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について 4 公務労協地方公務員部会からの要請書について 5 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題の回答について
H26. 9.12 (定例会)	(議事事項) 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 口頭により開示請求できる個人情報(人事委員会告示)の一部改正について (報告事項) 1 平成26年度佐賀県警察官A採用試験〔第2回〕実施結果について 2 懲戒処分について 3 職員の給与等に関する報告資料の概要について 4 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見等について 5 九州地方人事委員会委員長・事務局長合同会議の概要について 6 教職員給与に関する要請書等について 7 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について(高教組、県職労・佐教組) 8 職員の給与等に関する報告及び勧告について
H26. 9.22 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員団体との事前会見について(県職労・佐教組) 2 教職員給与に関する要請書について
H26. 10. 3 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 解雇予告除外認定について (報告事項) 1 職員団体との事前会見について(高教組) 2 職員団体との事前会見について(県職労・佐教組) 3 平成26年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)採用候補者名簿に係る採用予定者数の変更について 4 懲戒処分について

開催年月日	議 案 等
H26.10.23 (定例会)	<p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年(不)第1号事案の答弁書、証拠(書証)の認否について 2 懲戒処分について 3 各都道府県の人事委員会勧告の状況等について 4 職員団体との勧告当日会見について 5 地方公務員の給与改定等に関する総務省通知等について 6 国家公務員の給与改定について 7 県立学校及び市町立学校における事務主任(職)の設置について 8 公務員獣医師の処遇改善について
H26.11.13 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県が行う公平委員会の事務の受託に関する協議について 2 平成26年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の最終合格者の決定について 3 平成26年度佐賀県職員採用試験[U・Iターン型民間企業等職務経験者]の最終合格者の決定について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年(不)第1号事案の反論書について 2 平成26年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)採用候補者名簿に係る採用予定者数の変更について 3 平成26年度佐賀県職員採用試験[U・Iターン型民間企業等職務経験者]採用候補者名簿に係る採用予定者数の変更について
H26.11.28 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年(不)第1号事案について 2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年(不)第1号事案に係る求釈明について 2 平成20年(不)第1号事案に係る上告審について 3 教職員賃金見直しに関する職員組合からの要請について
H26.12.15 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2 「平成26年改正給与条例附則第3条又は改正学校職員給与条例附則第2条の規定に基づく号給の調整について(通知)」の制定について 3 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則の制定について 4 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 5 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 6 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について 7 「勤勉手当の成績率の運用について(通知)」の一部改正について 8 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 9 「伝染病作業手当の運用について(通知)」の廃止について 10 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について 11 給料の調整額に関する規則の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年(不)第1号事案に係る釈明について 2 平成26年11月県議会における一般質問の結果について 3 臨時教職員の健康診断に関する職員組合からの要請書について 4 職員団体からの要請に対する回答について

開催年月日	議 案 等
H26.12.26 (定例会)	(議事事項) 1 職員の昇任選考について (報告事項) 1 平成26年(不)第1号事案に係る再々答弁書及び証拠(書証)の認否について 2 平成26年度佐賀県警察官B採用試験の実施結果について 3 平成26年地方公務員給与実態調査結果等の概要について 4 地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会の報告書について
H27. 1.14 (定例会)	(報告事項) 1 平成26年(不)第1号事案に係る再反論書について
H27. 1.29 (定例会)	(報告事項) 1 平成26年(不)第1号事案に係る今後の審理手続等について 2 平成27年度佐賀県職員採用試験日程について
H27. 2.12 (定例会)	(議事事項) 1 平成27年度佐賀県職員採用試験の実施計画について 2 平成27年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[行政特別枠]の実施要綱について 3 平成26年(不)第1号事案に係る準備手続について (報告事項) 1 解雇予告除外認定申請の取り下げについて
H27. 2.19 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について 2 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について 3 級別職務区分表の一部改正について 4 職員の採用選考について 5 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について 6 不利益処分についての審査請求の棄却の決定等について (報告事項) 1 平成27年度佐賀県警察官A特別採用試験の実施計画について
H27. 3. 5 (臨時会)	(議事事項) 1 職員の採用選考について
H27. 3.12 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について 2 任期付職員の任期更新について 3 給料の調整額に関する規則の一部改正について 4 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則の制定について 5 平成27年4月1日において降格をした職員の特例に関する規則の制定について 6 平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の制定について 7 平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の運用の制定について 8 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

開催年月日	議 案 等
H27. 3.12 (定例会)	9 管理職員特別勤務手当の運用等について（通知）の一部改正について 10 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 11 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部改正について 12 勤勉手当の成績率の運用について（通知）の一部改正について 13 単身赴任手当に関する規則の一部改正について 14 単身赴任手当の運用について（通知）の一部改正について 15 通勤手当に関する規則の一部改正について 16 通勤手当の運用について（通知）の一部改正について 17 教育職給料表の適用を受ける職員が行政職給料表の適用を受ける職務に異動した場合の号給等の決定について 18 教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表（三）の適用を受ける職務に異動した場合の号給等の決定について 19 学校栄養職員から栄養教諭へ採用される者の初任給決定について 20 現業職員から行政職員へ転任する者の号給等の決定について 21 現業職員から事務職員、学校栄養職員又は教育職員へ転任する者の号給等の決定について 22 平成 26 年（不）第 1 号事案に係る書証の提出要求について 23 平成 26 年（不）第 1 号事案に係る請求人からの求釈明について（報告事項） 1 平成 26 年（不）第 1 号事案に係る証拠（書証）の認否について 2 公務員連絡会地方公務員部会等からの要請書について 3 懲戒処分について
H27. 3.19 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について 2 級別職務区分表の一部改正について 3 佐賀県職員の管理職手当に関する規則の一部改正について 4 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 5 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 6 平成 26 年改正県職員給与条例附則第 6 条又は平成 26 年改正学校職員給与条例附則第 4 条の規定に基づく号給の調整について 7 地域手当に関する規則の一部改正について 8 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正について 9 災害応急作業等手当の運用について 10 職員の採用選考について 11 職員の昇任選考について 12 職員の転任協議について 13 佐賀県が行う公平委員会の事務の委任について 14 平成 26 年（不）第 1 号事案に係る請求人からの求釈明への対応について 15 休憩時間一斉付与に係る規定除外に関する任命権者協議について 16 事務局職員の人事異動について (報告事項) 1 2015 民間給与実態調査等に関する申し入れについて 2 準備手続調書について

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年月日	議案 番号	条 例 名	意 見
H26.6.17	乙72	佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例	異議ありません。
	乙73	佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例	
H26.11.28	乙104	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙105	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	
	乙108	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例	
	乙109	佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例	
H27.2.19	乙7	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。

業務の執行

I 公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、平成26年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

任命権者	分 限 処 分				懲 戒 処 分				
	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知 事			1	1	1	3			4
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					2			1	3
警察本部長							2	2	4
計			1	1	3	3	2	3	11

2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

(1) 措置要求の処理状況

区 分	平成 25 年度末 (H26. 3. 31) 係属件数	平成 26 年度		平成 26 年度末 (H27. 3. 31) 係属件数
		申立件数	処理件数	
措置要求	0	0	0	0

(2) 平成 26 年度の処理結果

なし

3 不利益処分についての不服申立て（受託団体関係分を除く）

(1) 不服申立の処理状況

区 分	平成 25 年度末 (H26. 3. 31) 係属件数	平成 26 年度		平成 26 年度末 (H27. 3. 31) 係属件数	
		申立件数	処理件数		
分 限 処 分	降 級				
	降 任				
	休 職				
	免 職	1		1	
懲 戒 処 分	戒 告	14, 210	40	14, 170	
	減 給				
	停 職		1	1	
	免 職	1	1		
その他（転任など）					
合 計		14, 212	1	41	14, 172

(2) 平成 26 年度審査の結果

事案名	審査等の状況
平成 25 年（不）第 1 号事案	処分承認 平成 26 年 11 月 28 日

4 苦情相談の状況

地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づく苦情相談について、職員から平成 26 年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

相談者の所属	相談内容
知事部局	勤務条件関係（2件）
計	2件

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

平成 26 年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 5 条第 1 項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

平成 26 年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

II 職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
15	26. 7. 11	26. 7. 11	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに指定した職 【知事部局】 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン推進監 ・コスメティック構想推進監 ・観光戦略推進監 ○ 指定から除外した職 【知事部局】 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> ・ILC推進監 ○ その他 【知事部局】 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> ・国際戦略推進監の所管の変更に伴う規定箇所の変更
18	26. 10. 3	26. 10. 3	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに指定した職 【知事部局】 (現地機関) <ul style="list-style-type: none"> ・農林事務所の農林調整監、センター長 ・土木事務所の土木調整監 ○ その他 【知事部局】 (現地機関) <ul style="list-style-type: none"> ・農林事務所の所管の変更に伴う規定順の変更 ・農林事務所との再編に伴う地域農業改良普及センターの規定からの除外

2 管理職員等の範囲一覧表

(平成27年3月31日現在)

機 関	機 関	職 員
本庁	議会事務局	事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長
	知事部局(出納局を含む。)	本部長 理事 最高情報統括監 危機管理・報道監 医療統括監 国際戦略統括監 企業立地統括監 部長 会計管理者 副本部長 総括政策監 新型インフルエンザ対策総括監 消費者行政総括監 がん対策総括監 歯科医療総括監 企業立地総括監 雇用対策総括監 人材育成総括監 副部長 企画・経営グループ長 出納局長 課長 センター長 政策監 ユニバーサルデザイン推進監 粒子線治療推進監 有田焼創業400年事業推進監 コスメティック構想推進監 国際戦略推進監 観光戦略推進監 副課長 副センター長 人事担当の係長(企画・経営グループ) 秘書担当の係長(秘書課) 法制担当の係長(法務課) 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長(職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査、副主査及び主事(職員課)
	教育委員会事務局	教育長 理事 副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長 課長 参事(教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事担当の係長(企画・経営グループ) 県立学校人事、小中学校人事、法規、県立学校給与又は小中学校給与担当の係長(教職員課) 総務担当の係長(教育支援課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事(教職員課)
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長
	監査委員事務局	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)
	労働委員会事務局	事務局長 課長 副課長
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長
現地機関	消防学校	校長
	環境センター	所長 副所長 総務課長
	図書館	館長 副館長
	博物館	館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長 副館長
	名護屋城博物館	館長 副館長
	佐賀城本丸歴史館	副館長
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長
	総合福祉センター	所長 副所長 総務課長
	衛生薬業センター	所長 副所長
	地域生活リハビリセンター	所長 副所長
	療育支援センター	所長 副所長 総務課長
	九千部学園	園長 副園長 総務課長

機 関		職 員
佐賀コロニー		所長 副所長 管理課長
中央児童相談所		所長
虹の松原学園		園長 総務課長
総合看護学院		学院長 副学院長
精神保健福祉センター		所長
食肉衛生検査所		所長 総務課長
関西・中京営業本部		本部長
有田窯業大学校		副校長
窯業技術センター		所長 副所長
工業技術センター		所長 副所長
産業技術学院		学院長 副学院長 総務企画課長
農林事務所		所長 農林調整監 センター長 副所長 総務課長
農業技術防除センター		所長 副所長
上場営農センター		所長 副所長
農業試験研究センター	本場	所長 副所長 総務課長
	分場	分場長
農業大学校		校長 副校長
果樹試験場		場長 副場長
茶業試験場		場長
畜産試験場		場長 副場長 総務課長
家畜保健衛生所		所長 副所長
水産振興センター		所長
高等水産講習所		所長
林業試験場		場長
土木事務所		所長 土木調整監 副所長 総務課長
有明海沿岸道路整備事務所		所長 副所長
ダム管理事務所		所長 副所長
佐賀空港事務所		所長 副所長
首都圏営業本部		本部長 九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長 副本部長
自治修習所		所長 副所長
公文書館		館長
県税事務所		所長 副所長 総務課長
教育事務所	本所	所長 教育指導監 副所長(本務としての職に限る。) 管 理主任 管理主事
	支所	支所長 管理主任
教育センター		所長 副所長 総務課長
		校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長

備考 一 本庁の知事部局（出納局を含む）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、企画・経営グループ長又は課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の企画・経営グループにおいて人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務課副課長、資産活用課

副課長、職員課副課長、財務課副課長、教育委員会事務局の企画・経営グループにおいて人事を担当する副課長、教職員課副課長及び教育支援課副課長をいう。

二 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。

3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

職員団体の名称	所在地	代表者	単位団体 連合体の別	登録		H26 年度の 登録事項
				番号	年月日	
佐賀県職員労働組合	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 (県庁内)	執行委員長 石橋 正純	単位団体	1	S41. 10. 12 (S26. 5. 11)	H26. 4. 24 役員の変更
佐賀県高等学校 教職員組合	佐賀市高木瀬町大 字東高木 227-1 佐賀県教育会館	執行委員長 小林 信一	〃	2	S41. 10. 12 (S26. 11. 26)	H26. 5. 1 規約及び役員 の変更 H26. 9. 22 規約の変更
佐賀県教職員 組合	〃	執行委員長 野中 和納	〃	3	S41. 10. 12 (S26. 10. 26)	H26. 5. 1 役員の変更
佐賀県教職員 連合会	武雄市武雄町昭和 4-6 昭和天神ビル 201	執行委員長 羽田野 修	連合体	6	S49. 6. 26	H26. 5. 1 役員の変更 H26. 6. 11 役員の変更

（注）登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 71 号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号）に基づく申請及び変更届は、平成 26 年度中はなかった。

Ⅲ 任用事務

1 採用試験

(1) 平成26年度採用試験の概要

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
			1次試験	2次試験	
行政 (特別枠)	平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人	平成26年 2月17日 ～ 3月7日	4月13日、佐賀大学・都道府県会館(東京都) ・教養試験 ・語学資格保有 加点	5月8日～9日、 12日～14日 庁内会議室・都市センターホテル(東京都) ・面接試験 ・論文試験(1次試験日に実施) 〔3次試験〕 5月29日～31日、6月2日 庁内会議室 ・面接試験	6月18日
大学卒業程度	〔薬剤師、保健師〕 昭和60年4月2日から平成3年4月1日まで(保健師は平成6年4月1日まで)に生まれた人。それぞれの免許の取得者又は平成27年8月31日までに取得見込みの人 〔その他の試験区分〕 昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人	5月7日 ～23日	6月22日、佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有 加点	7月21日 佐賀大学 ・論文試験 ・適性検査 (面接試験の参考にするため) 7月28日～8月1日、8月4日～5日 庁内会議室 ・面接試験	8月22日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	U・Iターン型（民間企業等職務経験者） （行政・建築）	昭和30年4月2日以降に生まれた人 県外に本社を置く民間企業等における職務経験が平成26年6月末日現在通算して5年以上ある人	7月22日～ 8月22日	アピールシートによる書類選考	（2次試験は行政のみ実施） 10月11～13日 庁内会議室、都道府県会館（東京都） ・面接試験 〔最終試験〕 11月1日～3日 庁内会議室 ・論文試験 ・面接試験 ・適性検査 （面接試験の参考にするため、10月17日～10月26日にWEB上で実施）	11月14日
	U・Iターン型（JICAボランティア等経験者）	昭和50年4月2日以降に生まれた人 独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊又は非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験が平成26年6月末日現在直近7年間で2年以上ある人	7月22日～ 9月12日	アピールシートによる書類選考	〔最終試験〕 11月1日～3日 庁内会議室 ・論文試験 ・面接試験 ・適性検査 （面接試験の参考にするため、10月17日～10月26日にWEB上で実施）	
高校卒業程度	行政警察事務 総合土木 林業	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ただし、学校教育法に規定する大学（短大を除く。）を卒業した人は除く。	8月11日～29日	9月28日、庁内会議室 ・教養試験 ・専門試験（総合土木、林業）	10月21日、29日～30日、庁内会議室 ・作文試験 ・面接試験 ・適性検査 （面接試験の参考にするため）	11月14日

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 平成26年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数(当初)	申込者数	1次受験者数(A)	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	最終合格者数(B)	倍率(A/B)
大卒 学業 程度	行政 (特別枠)	37	1,020	897	161	152	86	82	47	19.1

試験名	試験区分	申込者数	受験者数(A)	採用予定者数(当初)	1次合格者数	2次受験者数	最終合格者数(B)	倍率(A/B)
大卒 学業 程度	行政	476	358	19	41	36	25	14.3
	警察事務	62	43	4	17	13	10	4.3
	電気	22	16	2	6	5	2	8.0
	総合土木	37	28	13	13	13	10	2.8
	建築	12	9	3	5	5	3	3.0
	化学	26	21	1	3	1	1	21.0
	農政	67	55	10	27	26	10	5.5
	林業	12	7	3	3	3	3	2.3
	水産	11	9	2	4	3	2	4.5
	薬剤師	5	2	3	2	2	2	1.0
	保健師	46	41	7	16	16	7	5.9
	計	776	589	67	137	123	75	7.9
	民間企業等職務経験者(行政)	471	471	17	101	96	23	20.5
	民間企業等職務経験者(建築)	14	14	3	9	-	3	4.7
JICAボランティア等経験者	16	16	1	3	-	2	8.0	
計	501	501	21	113	96	28	17.9	
高卒 校業 程度	行政	101	85	5	18	17	5	17.0
	警察事務	61	57	5	21	20	11	5.2
	総合土木	18	15	5	9	9	6	2.5
	林業	10	6	1	3	3	1	6.0
	計	190	163	16	51	49	23	7.1
県職員合計(特別枠含む)		2,487	2,150	141	462	420	173	12.4

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(3) 採用試験の過去の実施状況（平成22～26年度）

年度		22						23						24		
		申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者
試験区分	項目															
		大 学 卒 業 程 度	行政	203	119	15	5	23.8	4	433	296	68	29	10.2	23	597
学校事務	408		310	63	21	14.8	16	256	188	48	24	7.8	20			
警察事務	68		58	9	3	19.3	3	47	31	16	7	4.4	6	52	39	15
心理														21	18	9
電気	17		9	3	1	9.0	1	13	7	5	1	7.0	1	16	9	3
機械	9		5	3	1	5.0	1									
総合土木	34		22	3	1	22.0	1	63	28	22	12	2.3	9	52	37	21
建築	18		14	6	2	7.0	2	10	8	5	1	8.0	1	7	5	3
化学	47		34	6	2	17.0	2	45	34	9	5	6.8	3	33	18	3
農政	45		35	9	3	11.7	3	59	45	18	10	4.5	6	70	61	30
林業	4		1	1	1	1.0	1	27	13	9	6	2.2	3	12	7	5
水産	14		9	3	1	9.0	1	8	4	3	2	2.0	2	28	17	9
薬剤師																
保健師	44		37	12	4	9.3	4	30	25	6	5	5.0	2	34	30	6
保健師（警察）																
栄養士																
少年補導職員								7	7	5	2	3.5	1			
小計	911		653	133	45	14.5	39	998	686	214	104	6.6	77	922	678	181
民間企業経験者 （行政）	512		512	19	6	85.3	5	592	592	38	19	31.2	13	609	609	32
民間企業経験者 （建築）																
U・Iターン型 JICAボランティア							27	27	5	1	27.0	1	22	22	3	
行政 （特別枠）	469	469	36	5	93.8	4	756	471	125	19	24.8	14	656	369	115	
大卒合計	1,892	1,634	188	56	29.2	48	2,373	1,776	382	143	12.4	105	2,209	1,678	331	

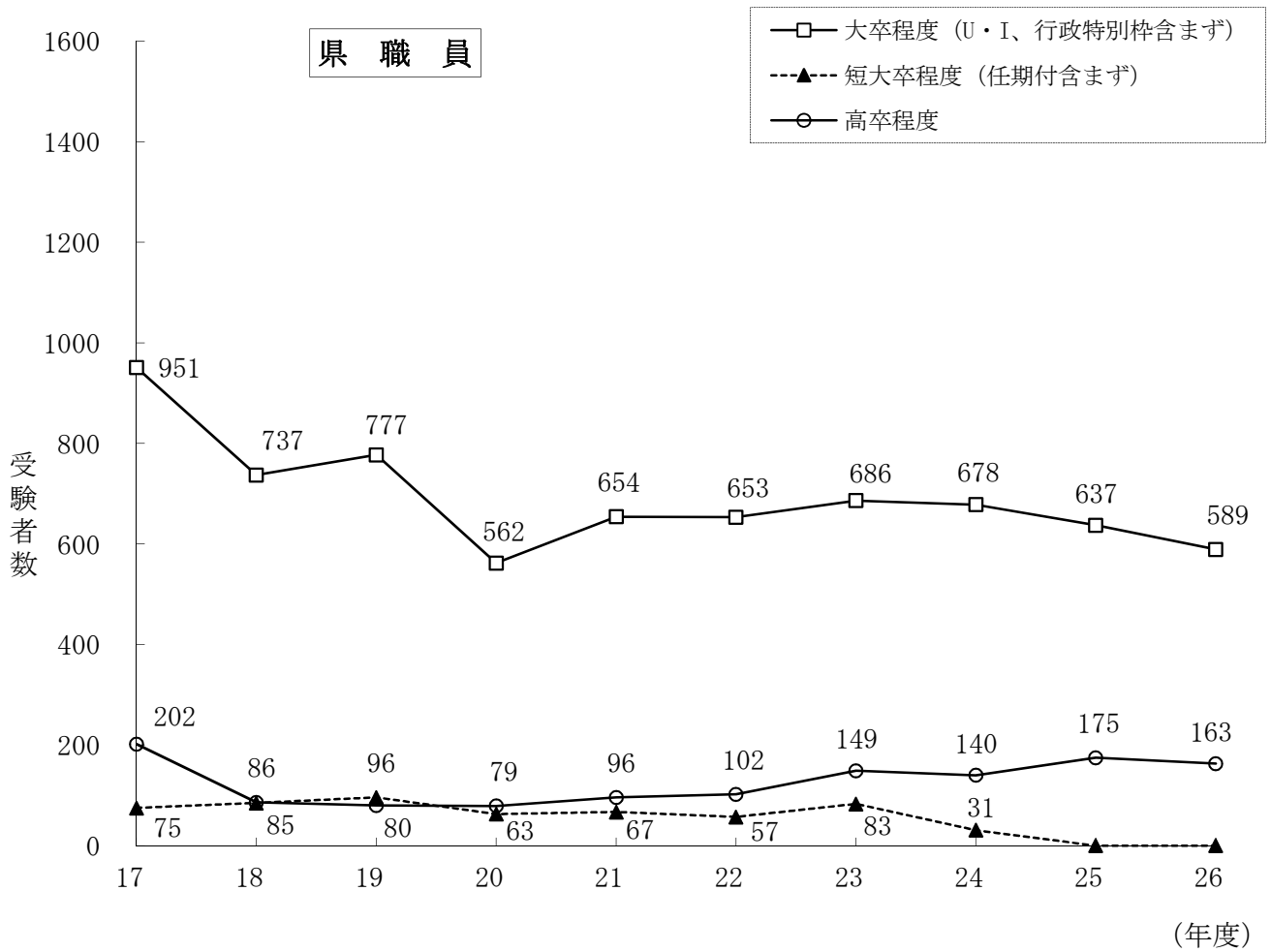
			25						26						
最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	備考
43	10.2	38	483	345	44	25	13.8	21	476	358	41	25	14.3	20	行政
															学事
9	4.3	8	80	58	9	7	8.3	4	62	43	17	10	4.3	8	警事
3	6.0	3													心理
1	9.0	1	16	13	5	2	6.5	2	22	16	6	2	8.0	2	電気
															機械
7	5.3	6	45	32	16	8	4.0	6	37	28	13	10	2.8	9	総合土木
3	1.7	3	18	11	6	4	2.8	4	12	9	5	3	3.0	3	建築
1	18.0	1	31	26	3	1	26.0	1	26	21	3	1	21.0	1	化学
11	5.5	11	56	46	13	4	11.5	4	67	55	27	10	5.5	10	農政
3	2.3	3	9	6	3	3	2.0	3	12	7	3	3	2.3	3	林業
3	5.7	3	17	12	5	2	6.0	2	11	9	4	2	4.5	2	水産
			2	2	2	2	1.0	1	5	2	2	2	1.0	2	薬剤
2	15.0	2	30	28	10	4	7.0	4	46	41	16	7	5.9	6	保健
			5	4	2	2	2.0	1							保(警)
			46	41	3	1	41.0	1							栄養
			14	13	5	4	3.3	1							少補
86	7.9	79	852	637	126	69	9.2	55	776	589	137	75	7.9	66	小計
14	43.5	14	732	732	38	21	34.9	20	471	471	101	23	20.5	18	U・I行政
									14	14	9	3	4.7	2	U・I建築
1	22.0	1	16	16	3	1	16.0	1	16	16	3	2	8.0	2	JICA
27	13.7	19	1,118	1,018	97	39	26.1	24	1,020	897	161	47	19.1	35	行特
128	13.1	113	2,718	2,403	264	130	18.5	100	2,297	1,987	411	150	13.2	123	大卒計

年度 項目 試験区分		22						23						24		
		申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者
短大卒業程度	学校栄養職員	54	46	9	3	15.3	3	63	52	6	2	26.0	2	34	31	3
	臨床検査技師	11	11	3	1	11.0	1									
	任期付職員 (生活指導員)							42	31	29	20	1.6	17	20	18	12
	短大卒計	65	57	12	4	14.3	4	105	83	35	22	3.8	19	54	49	15
高校卒業程度	行政	50	45	9	3	15.0	2	103	92	28	14	6.6	9	116	95	27
	警察事務	55	48	9	3	16.0	3	41	35	18	10	3.5	7	31	29	15
	電気							3	3	2	1	3.0	0			
	総合土木	11	9	3	1	9.0	0	14	13	11	5	2.6	4	17	16	13
	林業							6	6	3	1	6.0	1			
	高卒計	116	102	21	7	14.6	5	167	149	62	31	4.8	21	164	140	55
県職員計		2,073	1,793	221	67	26.8	57	2,645	2,008	479	196	10.2	145	2,427	1,867	401
警察官	警察官A〔第1回〕 (男性)	309	217	96	40	5.4	23	264	193	84	39	4.9	27	227	170	78
	警察官A〔第1回〕 (女性)	59	40	9	3	13.3	3	58	34	9	5	6.8	3	55	38	9
	警察官A〔第2回〕 (男性)一般	420	274	78	33	8.3	23	341	189	80	40	4.7	29	338	196	66
	警察官A〔第2回〕 (女性)一般	87	48	9	3	16.0	3	63	34	9	4	8.5	3	81	41	9
	〃 武道指導(柔道)	3	3	2	2	1.5	2	5	4	1	1	4.0	1	2	2	2
	〃 武道指導(剣道)	1	1	0	0	—	0	6	6	6	2	3.0	2	2	2	1
	警察官B(男性) 一般	440	302	75	36	8.4	23	340	230	50	25	9.2	14	384	226	76
	警察官B(女性) 一般	80	53	9	3	17.7	1	76	49	9	4	12.3	3	81	52	15
	〃 武道指導(柔道)	4	4	2	1	4.0	1	2	1	1	0	—	0	1	1	1
〃 武道指導(剣道)	6	6	2	1	6.0	1	2	2	2	1	2.0	1	1	1	1	
警察官計		1,409	948	282	122	7.8	80	1,157	742	251	121	6.1	83	1,172	729	258

最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	25						26						備考	
			申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者		
1	31.0	0													学栄	
															臨検	
9	2.0	9													任期	
10	4.9	9	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	短卒計	
10	9.5	10	129	98	17	5	19.6	5	101	85	18	5	17.0	4	行政	
9	3.2	4	73	64	10	7	9.1	5	61	57	21	11	5.2	7	警事	
															電気	
5	3.2	5	8	8	3	2	4.0	1	18	15	9	6	2.5	4	総士	
			10	5	3	1	5.0	1	10	6	3	1	6.0	1	林業	
24	5.8	19	220	175	33	15	11.7	12	190	163	51	23	7.1	16	高卒計	
162	11.5	141	2,938	2,578	297	145	17.8	112	2,487	2,150	462	173	12.4	139	県計	
39	4.4	25	195	149	81	40	3.7	24	※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。						警A(1)男	
4	9.5	3	46	24	9	4	6.0	3								警A(1)女
33	5.9	24	332	202	66	33	6.1	14								警A(2)男一般
4	10.3	1	57	34	9	4	8.5	2								警A(2)女一般
2	1.0	2	2	2	2	2	1.0	2								警A(2)柔道
1	2.0	1	4	4	3	2	2.0	2								警A(2)剣道
38	5.9	24	414	281	76	38	7.4	27								警B男一般
7	7.4	5	124	87	9	5	17.4	1								警B女一般
1	1.0	1	2	2	1	1	2.0	1								警B柔道
1	1.0	1	2	2	0	0	-	0								警B剣道
130	5.6	87	1,178	787	256	129	6.1	76							警計	

(4) 受験者数の推移 (平成17~26年度)

(人)



2 採用選考

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、その職の特殊性及び公募の困難性等から、競争試験によって必ずしも適格者が得られない場合は、選考によって職員の採用を行うことができるとされている。

選考は、特定の対象者がその職務の遂行に必要な一定水準以上の能力を有しているかどうかを経歴、学歴、知識、免許資格又は必要に応じ筆記考査の実施等により行っている。

〔選考職種〕

●特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あんまマッサージ指圧師、臨床工学技士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空機整備士、回転翼航空機操縦士

●特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、寮母、消防教官、学芸員、文化財保護主事、職業指導員、ハイテク犯罪捜査官、財務捜査官

●身体障害者をもって充てる職

なお、平成26年度の採用選考合格者（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(ア) 採用選考の状況

該当条項	任用規則第10条の6 第1項												小計			計
	1号			3号			5号			8号			知事	教委	警察	
任用等級	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	
本部長級													0	0	0	0
副本部長級	1										1		1	1	0	2
課長級											3		0	3	0	3
副課長級	1						3			1	2		5	2	0	7
係長級	23		1				3			3	11	1	29	11	2	42
主事級	11		1							21	3		32	3	1	36
警視級						3							0	0	3	3
警部級						4							0	0	4	4
警部補級													0	0	0	0
巡査部長級						3							0	0	3	3
巡査級						3							0	0	3	3
合計	36	0	2	0	0	13	6	0	0	25	20	1	67	20	16	103

- ※1号 国等からの採用
- 3号 他県からの警察官の採用
- 5号 かつて職員であった者の採用
- 8号 競争試験によることが不適當な職への採用

(イ) 身体障害者を対象とする県職員採用選考の状況

- ・第1次選考 平成26年9月23日(火・祝) 教養試験
 申込者9名 受験者9名 第1次選考合格者4名

※平成26年度から第2次選考以降は職員課において実施している。

【参考】第2次選考(作文試験、面接試験) 受験者4名 最終合格者2名

3 昇任選考

根拠規定	任用規則第 10 条の 7 第 1 項第 1 号					同項 第 2 号	計
	知事	教委	警察	議会	監査		
本部長級	2				1		3
副本部長級	9	1		1			11
課長級	36	8	1				45
副課長級	57	12	2	1			72
係長級	62	23	4				89
警視級						15	15
合計	166	44	7	2	1	15	235

(注) 第 1 号 係長級以上の職への昇任

第 2 号 警視の職への昇任

4 転任協議

職員を現在任用されている職種から、採用条件の異なる他の職種へ任用する場合は、人事委員会に協議を要することとしており、一般的には経歴、学歴、技能又は免許等により、若しくは必要に応じて競争試験に準じた転任試験を行い、その適否を判断している。平成 26 年度、転任協議に同意した件数は知事部局 4 件、教育委員会 11 件、警察本部 2 件の合計 17 件であった。

5 公益的法人等への職員派遣

「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則」に基づき派遣先団体の指定を行っている。

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(1) 在職派遣の状況

区分	在職派遣 (条例第 2 条第 1 項)				計
	1 号 [社団法人、 財団法人]	2 号 [地方独立 行政法人]	3 号 [政令指 定法人]	4 号 [その他法 人]	
団体数	10	1	9	6	26

(2) 退職派遣の状況

区分	退職派遣 (条例第 11 条第 1 項)		計
	1 号 [県出資 25%以上法人]	2 号 [県の事務と密接に関連した法人]	
法人数	1	1	2

6 任期付職員採用

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条」に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、採用期間の更新承認を行っている。

7 任用関係規則の改正

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
10	H26. 5. 2	H26. 5. 2	公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	財団法人及び社団法人の法人名称の変更に伴う改正
14	H26. 7. 7	H26. 7. 7	佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴う改正
3	H27. 3. 9	H27. 3. 9	公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の消滅に伴う改正
4	H27. 3. 24	H27. 3. 24	佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	選考により採用できる職の対象の拡大に伴う改正等

IV 給 与 事 務

1 職員の給与に関する報告

職員の給与を検討するため、平成 26 年 4 月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、平成 26 年 10 月 9 日、県議会及び知事に対し、次のとおり報告を行った。

(1) 報 告

ア 県職員の給与等

平成 26 年 4 月における在職者は 12,394 人である。これら県職員の平均年齢は 44 歳 0 月、男女別構成は男 62.1%、女 37.9%、学歴別構成は大学卒 80.6%、短大卒 6.5%、高校卒 12.3%、中学卒 0.6%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

年 月		平成 26 年 4 月		平成 25 年 4 月	
		項 目			
職 員 数		3,335 人		3,350 人	
平 均 年 齢		43 歳 6 月		43 歳 8 月	
平均在職年数		20 年 3 月		20 年 6 月	
平均経験年数		21 年 7 月		21 年 8 月	
学歴別構成比	大 学 卒	69.8 %		69.5 %	
	短 大 卒	4.2		4.4	
	高 校 卒	24.1		24.7	
	中 学 卒	1.8		1.4	
男女別構成比	男	74.5 %		75.0 %	
	女	25.5		25.0	

また、平成 26 年 4 月現在における給与（基準内給与）の平均月額は、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	337,195 円	997 円	— 円	11,883 円	609 円	350,684 円
全職員	353,969 円	1,665 円	7,480 円	10,462 円	224 円	373,800 円

イ 県職員の給与と民間給与との比較

県職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の平成 26 年 4 月時点における諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、県職員の給与と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 831 円(0.23%)下回っていた。

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A-B)
369,129 円	368,298 円	831 円 (0.23%)

ウ 県職員と国家公務員との比較

総務省の平成 25 年地方公務員給与実態調査(平成 25 年 4 月 1 日現在)によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける者）の平均俸給月額を 100 とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は 99.6（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による給与減額支給措置がないとした場合の参考値）であった。

エ 県職員の給与について

(ア) 本年の県職員の給与について

県職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の給与について、本年 4 月時点で比較を行った結果、県職員の月例給与が民間給与を 831 円 (0.23%) 下回っていることが判明した。

給与勧告の制度は労働基本権制約の代償措置の一つであり、県職員の給与は地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則等の給与決定の諸原則により決定されるべきものである。

調査の結果、本年においては、県職員給与が民間給与を下回る事となったため、本委員会としては、民間給与との較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う必要があると判断した。

月例給については、本県における年台別の給与較差の状況等を考慮し、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸について引上げを行った国の俸給表を参考に、給料表の引上げ改定を行うこととする。

a 給料表

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間給与との較差の状況等を考慮し、また、世代間の給与配分の見直しの観点に立って初任給及び若年層職員に係る号俸について引き上げられ、50 歳台後半層職員に係る号俸について改定が行われなかった国の俸給表を参考に、引上げ改定を行う必要がある。

この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて県職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

なお、50 歳台後半層職員に係る号給について改定を行わないことから、再任用職員の給料月額については、改定を行わないこととする。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行い、本年 4 月に遡及して実施する。

b 期末手当及び勤勉手当

本年の職種別民間給与実態調査によれば、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額の 4.10 月分に相当しており、この支給

割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当については、年間4.10月分とする必要がある。本年度については、年間で4.10月分となるよう、12月期の勤勉手当を引き上げ、来年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、上記の内容を踏まえて支給することとする。

c 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、公務に必要な医師等の確保を容易にするために初任給水準の調整として措置されているものであり、医療職給料表（一）の改定に合わせて支給額を改定してきている。本年は同給料表の引上げ改定を行うこととしたことから、初任給調整手当についても改定を行い、本年4月に遡及して実施する必要がある。

d 単身赴任手当

本県における再任用職員の単身赴任の状況等を考慮し、再任用等に伴い単身赴任となった再任用職員に対しても、国と同様に単身赴任手当を支給することとし、平成27年4月1日から実施する。

(イ) 給与制度の総合的見直しについて

県職員の給与制度については、人事院の報告及び勧告を参考にしながら、本県の実情に合わせて総合的な見直しに取り組む必要があると考える。

本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、総務省の「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」が平成26年8月に取りまとめた「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性」を参考にしながら、国家公務員の給与制度、民間給与の状況及び本県の国家公務員の給与水準並びに他の都道府県の状況などを総合的に勘案した結果、次のように取り組む必要があると考える。

a 見直すべき事項

(a) 給料表等の見直し

民間給与よりも高い傾向にある50歳台を中心とする年台層の給与水準を是正し世代間の給与配分を見直すために、給料表の構造については国の俸給表に準じ、給与水準については本県民間給与の水準に合わせるよう給料表の見直しを行う。

○ 行政職給料表の見直し

・ 給料表の構造について

(ア) による改定後の給料表について、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号俸を大きく引き下げた国の行政職俸給表（一）の構造に準じて、見直しを行う。

・ 給料表の水準について

見直し後の給料表の水準は、本県民間給与との均衡を基本とし、国の見直し後の俸給表の水準との比較、県職員と国家公務員との手当制度の違い及びその他の事情についても総合的に勘案したうえで、全体として（ア）による改定後の給料表と同水準となるようにする。

・ 号給の増設について

国においては、級の最高号俸に在職する 40 歳台や 50 歳台前半層職員の昇給機会を確保するよう、行政職俸給表（一）の 5 級及び 6 級について 8 号俸の増設を行った。本県においても、行政職給料表の 4 級の最高号給到達者 176 名のうち 50 歳台前半層までの職員が 63%、5 級も同様に最高号給到達者 231 名のうち 50 歳台前半層までの職員が 38%と国と同様の状況にあること、及び国家公務員と県職員との級別職務区分の内容を考慮し、4 級及び 5 級について 8 号給の増設を行う。

- ・ 再任用職員の給料月額について
再任用職員以外の職員の給料月額の改定に合わせた見直しを行う。

○ 行政職給料表以外の給料表

佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例に掲げるその他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本として見直しを行う。なお、公安職給料表については、国は行政職俸給表（一）と同様の観点から、公安職俸給表（一）6 級及び 7 級について 8 号俸の増設を行っているところであり、本県においても、5 級の最高号給到達者 73 名のうち 50 歳台前半層までの職員が 34%、6 級も同様に最高号給到達者 48 名のうち 50 歳台前半層までの職員が 46%と国と同様の状況にあること、及び国家公務員と県職員との級別職務区分の内容を考慮し、5 級及び 6 級について 8 号給の増設を行う。

ただし、医療職給料表（一）については、医師の処遇を確保する必要性及び本県における職員の在職実態を勘案し、見直しを行わない。

- ・ 任期付職員及び任期付研究員給料表
行政職給料表等関係給料表との均衡を基本に見直しを行う。
- ・ 給料等の 1.4%減額支給措置の廃止
平成 22 年 12 月から当分の間の措置として実施されている 50 歳を超える職員（行政職給料表 6 級相当以上）に対する給料等の 1.4%減額支給措置については、今回 50 歳台を中心とする職員の給与の適正化を含めた給料表の見直し措置を講ずることから、廃止する。

(b) 地域手当

医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する地域手当は、県の医師の給与水準が民間の水準を下回っている状況にあることを考慮し、国の医師に係る地域手当の改定に準じて、支給割合を 16%に改める。

(c) 単身赴任手当

人事院は、平成 27 年 4 月から単身赴任手当の基礎額及び加算額を引き上げるよう勧告したところである。

本県民間事業所の単身赴任手当の支給状況についても全国と同様の傾向が見られることから、国に準じた改定を行う。

(d) 管理職員特別勤務手当

現行制度では、管理職手当を受ける職員が週休日等に勤務した場合には管理職員特別勤務手当を支給することとなっているが、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、やむを得ず平日の午前 0 時以降の深夜に勤務した場合にも、管理職員特別勤務手当を支給する。

b 総合的見直しの実施時期等

(a) 給料表の見直し

○ 見直しの時期

給料表の見直しは、平成 27 年 4 月 1 日から実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

○ 給料表の水準の引下げに伴う経過措置

給料表の見直しに伴い、新たな給料表の給料月額が、平成 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間に限り、その差額を給料として支給する経過措置（以下「平成 27 年経過措置」という。）を講ずる。なお、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 17 年佐賀県条例第 72 号）附則第 7 条第 1 項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成 17 年佐賀県条例第 75 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 4 月より経過措置として支給されている給料は、その支給額が、平成 27 年経過措置の支給額を上回る場合に限り、平成 27 年経過措置に替えて支給する。

○ 給料等の 1.4%減額支給措置は、平成 27 年経過措置の終了に合わせ、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(b) 諸手当

手当の見直しは、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

(c) その他所要の措置

(ア) 及び (イ) のほか、本年の勧告の実施に伴い、所要の措置を講ずる。

オ 教育職の給与について

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じたメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討が進められている。

本県においても、国の検討状況等を注視しつつ、メリハリある給与体系を実現すべく引き続き検討していく必要がある。

カ 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与について

(ア) 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員に関しては、平成 25 年 3 月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとする等が定められている。

本県においても、各任命権者において、国と同様の取扱いがなされており、平成 25 年度末定年退職者のうち希望した者については、全員が再任用されている。

なお、国家公務員について、本年 4 月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の附則において、政府は、平成 23 年の人事院の意見の申出を踏まえつつ、平成 28 年度までに定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討することとされている。

本県においても、引き続き、国家公務員法等の一部を改正する法律の附則を踏まえた国の動向

を注視しながら、年金支給開始年齢に達するまでの希望者の雇用と年金の確実な接続を図っていく必要がある。

(イ) 再任用職員の給与

再任用職員の給与については、本年初めて公的年金が全く支給されない民間企業の再雇用者の個人別の給与額が把握できることとなったところである。本年の人事院の報告では、再任用職員の給与水準に関しては今後も引き続きその動向等を注視するとともに、各府省における今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、諸手当の取扱いを含め、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととされている。本委員会においても、引き続き、民間の再雇用者の給与の動向並びに国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、各任命権者における今後の再任用制度の運用状況にも留意しながら、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととする。

キ 能力・実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用について

国家公務員や他の多くの都道府県においては、人事評価制度を整備し、その結果を給与等へ活用しているが、本県においては、各任命権者において人材育成を目的とした人事評価等に取り組みされているものの、任用、給与等へ活用することを前提とした人事評価制度についての各任命権者の取組内容には差異が見られ、その内容は十分とは言い難い状況にある。

本委員会においても、職員の士気や組織活力の維持・向上のために、能力・実績に基づいた人事管理を推進することが重要であると考えており、従前から能力・実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用について言及してきたところである。

加えて、本年5月に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律では、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる新たな人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすること等とされ、施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内とされたところである。

各任命権者においては、改正地公法の施行期日を見据え、新たな人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用に向け、今般の地方公務員法の一部改正を受けた新たな人事評価制度の具体的な制度設計、関係規程の整備、職員への周知・研修、制度の試行等、具体的な取組を進めていく必要がある。

ク 多彩で優秀な人材の確保・育成について

本県においては、多彩で優秀な人材を確保するため、これまでも採用試験制度の様々な改善に取り組んできたところである。

特に、知事部局においては、複雑高度化する行政課題に即応できるよう多様な人材から構成される組織づくりを目指しており、これを受けて、本委員会において、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験、行政特別枠試験等新たな採用試験を実施してきたところである。とりわけ行政特別枠試験については、民間を志望する優秀な人材に対して選択肢のひとつとして公務を考えられるよう試験内容を民間における採用試験に準じたものとする等、多彩で優秀な人材確保に一定の効果を果たしてきているところであるが、大学生等の平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動時期の後ろ倒しに伴い、試験日程だけでなく、受験動向にも影響が見込まれることから、その在り方について、検討を行うこととしている。

他の採用試験についても、任命権者と連携を図りながら、多彩で優秀な人材を確保するため、引き続き試験制度の改善を進めることとしている。

また、多彩で優秀な人材の確保とともに育成も重要である。任命権者においては、引き続き、職員の能力を開発し向上を図る研修等を実施されるとともに、特に、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験採用者については、採用後のキャリア形成を視野に入れながら、保有する経験や能力を生かした育成に努めていく必要があると考える。

なお、人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告において、管理職員となり得る女性職員の人材の層を拡大するため、女性職員の登用にに向けた研修の更なる拡充について言及している。本県においては、管理職員に占める女性職員の割合は上昇傾向にあるが、今後も男女間に差異の無い職員配置等に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

ケ 勤務環境の整備について

職員一人ひとりが健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、勤務環境の整備が重要である。

(ア) 時間外勤務等の縮減及び年次休暇の取得促進

恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも係わるものであることから、本委員会は従来から時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきたところである。

しかしながら、昨年度の一人あたりの年間時間外勤務等の時間は、全体として一昨年度と比べ増加しており、平成 23 年度以降 3 年連続の増加となっている。また、年間の時間外勤務等の時間が 360 時間を超えた職員は 578 人と、昨年度の 520 人から大幅に増加しており、このうち年間 720 時間を超える職員は前年度に比べると 29.8% 増となっている。さらに、依然として 1,200 時間を超えた職員も見受けられるとともに、一部の所属において長時間の時間外勤務等が常態化するなど、時間外勤務等の状況は悪化している。

なお、本年 6 月に経済開発協力機構（OECD）が公表した国際教員指導環境調査によれば、日本の中学校及び中等教育学校前期課程の教員 1 週間当たりの仕事時間は、53.9 時間と参加 34 か国・地域中最も長く、中でも課外活動の指導に使った時間は他国と比べると長くなっているとされているところである。

任命権者は、これまでの時間外勤務等の縮減の取組を検証し、任命権者自らが強力なリーダーシップを一層発揮し、管理職員に対する意識改革、業務の徹底した見直しや業務内容・業務量に応じた弾力的な人員配置に努めるなどこれまで以上により実効性のある時間外勤務等の縮減措置に取り組む必要がある。

また、年次休暇については、全体として職員一人当たりの取得日数が、昨年は 10.0 日であり、一昨年と比べ減少している。今後も、任命権者においては、職員の年間業務の繁閑を考慮した上で、年次休暇の取得促進を行うなどの対策をさらに進めていく必要がある。

(イ) 職員の健康管理

昨年度における 30 日以上 of 長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は 145 人であり、全職員の 1.1% に当たる。その割合は、長期の病気休暇取得者の 42.3%

と一昨年度（36.6%）より増加しており、病気休職者については66.7%にのぼる。

また、昨年度の長時間勤務者への医師の面接指導状況をみると、1年間に1回以上月100時間を超える長時間勤務を行った者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で67.3%、警察本部で40.6%となっており、前年度に比べ増加しているが、教育委員会では7.3%にとどまっている。

任命権者においては、時間外勤務等の縮減及び年次休暇の取得促進等に一層努めるとともに、引き続き長時間勤務者に対する積極的な面接指導、相談体制の充実、継続的な衛生委員会の開催等安全衛生管理体制の整備・充実に努め実効性が担保されるようこれまで以上に意を配していく必要がある。

また、管理職員においては、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が気軽に相談できる雰囲気づくりに取り組むことにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに不調者を見逃さないように努め、不調者を発見した場合には速やかに、産業保健スタッフのアドバイスを受け、適切に対応することができるようにしていく必要がある。

（ウ）職業生活と家庭生活との両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭生活における責任を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策及び意識啓発等をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り組み、本年度から配偶者同行休業制度を導入されるなど制度の充実を図られてきたところである。

また、知事部局においては、昨年から418（しあわせいっぱい）プロジェクトに取り組まれており、ICTを活用した在宅勤務等のテレワークや出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇の完全取得を目指すなど男性の育児参加を推進されているところである。

しかし、例えば、育児休業の場合、特定事業主行動計画における男性職員の育児休業取得率の目標値（警察除く）が10%であるのに対し、昨年の取得率は約3.4%にとどまっている。

任命権者においては、男性職員が育児休業等の取得を支障なくできるよう、対象職員の業務の遂行方法、業務分担や人員配置の変更等の必要な措置を積極的に講ずるよう管理職員の意識改革を行う必要がある。

（エ）働きやすい職場環境の確保

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）やパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という。）は、職員個人の人格・尊厳を侵害するのみならず、職員の健康を害し、職員の能力の発揮を阻害するほか、職員に対する県民からの信用を著しく失墜させ、県行政の公正円滑な運営に著しい支障が生じることにもつながる行為である。

セクハラ・パワハラの防止及び排除は重要な課題であり、任命権者においては、職員の行動指針となる佐賀県職員男女共同参画推進行動計画ガイドラインの策定やセクハラに関する全職員を対象とした研修を実施するなど、働きやすい職場環境の整備に努められてきたところである。

しかしながら、昨年においても、セクハラ・パワハラで職員が処分を受ける事案が発生しており、引き続き、セクハラ・パワハラに対する全職員の理解を促進し、再発防止を講ずる必要がある。

なお、セクハラ・パワハラは顕在化しない場合も多くあると考えられるため、任命権者におい

ては、引き続き、相談体制の一層の充実や相談窓口の職員への周知徹底など、職員にとって相談しやすい環境の整備に取り組む必要がある。

コ サービス規律の確保について

県民全体の奉仕者である職員には、厳正なサービス規律と高い公務員倫理の確保が求められている。任命権者においては様々な取組が行われているが、懲戒処分に至る事例は依然として発生しており、こうした一部の職員による公務員としての自覚を欠く非違行為は、公務全体に対する信頼を著しく損なうことになる。

任命権者においては、非違行為を行った職員に対して厳正な処分・指導を行うことはもとより、その事実関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発の実施など実効性のある取組を引き続き進めていく必要がある。

サ 給与勧告実施の要請について

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに7年ぶりの引上げを行うことに加え、来年4月からの給与制度の総合的見直しを行う内容となった。

本委員会は、県職員の給与を決定するうえで国及び他の都道府県の状況等を考慮し県内民間事業所の給与水準との均衡を図ることが、県民の理解を得られる給与の実現のみならず、困難な職務に精励する県職員がその意欲を保持しつつ安んじて職務に専念できる環境の整備や、多彩で優秀な人材を確保することにつながり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものであると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深いご理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

年 度	本 県						国					
	人事委員会勧告			実施内容			人事院勧告			実施内容		
	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期
16	10.5	△0.02 (△92)	— (—)	—	—	—	8.6	△0.01 (△39)	—	—	—	—
17	10.7	△0.40 (△1,557)	△0.35 (△1,383)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.15	△0.36 (△1,389)	△0.36	11.1	勧告 どおり	勧告 どおり
18	10.10	0.01 (57)	— (—)	—	—	—	8.8	0.00 (18)	—	—	—	—
19	10.9	0.17 (646)	0.16 (629)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.35 (1,352)	0.35	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
20	10.10	0.02 (87)	—	—	—	—	8.11	0.04 (136)	—	—	—	—
		4.24 (15,473)	(—)									
21	10.6	△0.21 (△797)	△0.20 (△793)	12.1	勧告 どおり	一部を 除き 勧告 どおり	8.11	△0.22 (△863)	△0.22	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり
		4.00 (14,528)										
22	10.5	△0.29 (△1,076)	△0.28 (△1,063)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.10	△0.19 (△757)	△0.19	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり
		3.52 (12,723)										
23	10.24	△0.30 (△1,120)	△0.29 (△1,077)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	9.30	△0.23 (△899)	△0.23	12.1	勧告 どおり	勧告と 異なる
24	10.12	△0.03 (△131)	— (—)	—	—	—	8.8	△0.07 (△273)	—	—	—	—
		7.67 (28,610)										
25	10.11	△0.08 (△286)	—	—	—	—	8.8	0.02 (76)	—	—	—	—
		8.04 (27,413)	(—)					7.78 (29,282)				
26	10.11	0.23 (831)	0.25 (918)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	0.27 1,090	0.3	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり

(注1) 平成20年度から平成22年度まで及び平成25年度の県の公民較差並びに平成24年度から平成25年度までの国の官民較差は上段が特例条例(法)による給与減額措置前、下段が特例条例(法)による減額措置後の職員給与によるもの。(平成25年度の県は、7月からの特例条例による給与減額措置が4月に実施されたと仮定した場合のもの。)

(注2) 平成21年度の人事委員会勧告の実施時期は、住居手当(平成22年4月1日実施)を除き勧告どおり実施

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

年度 給料表	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
全	人 13,885	人 13,780	人 13,679	人 13,580	人 13,486	人 12,940	人 12,842	人 12,828	人 12,430	人 12,394
行政	3,864	3,787	3,696	3,589	3,502	3,446	3,394	3,409	3,350	3,335
公安	1,598	1,627	1,634	1,635	1,629	1,629	1,639	1,631	1,615	1,622
研究	176	175	173	173	175	172	165	165	162	158
医(一)	88	88	84	84	92	11	13	12	7	6
医(二)	335	325	321	314	304	265	255	236	198	196
医(三)	445	439	437	448	451	104	101	97	89	88
高校	2,472	2,447	2,463	2,470	2,463	2,462	2,446	2,455	2,343	2,328
中・小	4,907	4,892	4,871	4,867	4,870	4,851	4,829	4,823	4,666	4,661

(参考3)

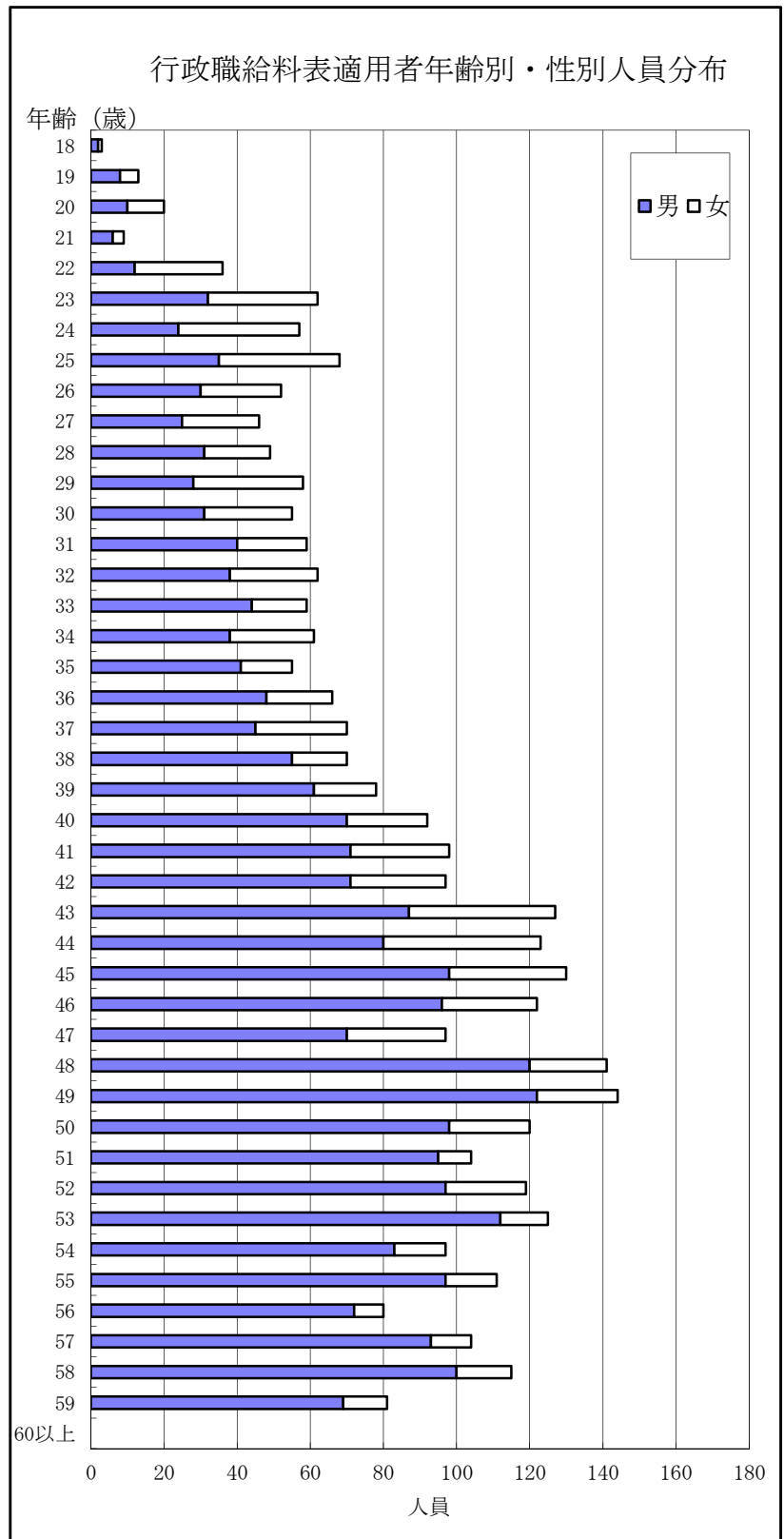
職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成

(平成26年4月1日現在)

区分 給料表	平均年齢 (歳・月)	学歴別人員構成比				男女別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	44・0	80.6%	6.5%	12.3%	0.6%	62.1%	37.9%
行政	43・6	69.8	4.2	24.1	1.8	74.5	25.5
公安	38・10	53.4	5.5	41.1		94.0	6.0
研究	43・2	98.1	1.9			86.1	13.9
医(一)	50・10	100.0				83.3	16.7
医(二)	45・0	81.1	16.3	0.5	2.0	55.6	44.4
医(三)	44・7	87.5	12.5			0.0	100.0
高校	44・5	91.5	6.1	2.2	0.2	58.3	41.7
中・小	45・10	91.6	8.4			44.5	55.5

(参考4)

性別		男	女	計
年齡	人			
18	2	1	3	
19	8	5	13	
20	10	10	20	
21	6	3	9	
22	12	24	36	
23	32	30	62	
24	24	33	57	
25	35	33	68	
26	30	22	52	
27	25	21	46	
28	31	18	49	
29	28	30	58	
30	31	24	55	
31	40	19	59	
32	38	24	62	
33	44	15	59	
34	38	23	61	
35	41	14	55	
36	48	18	66	
37	45	25	70	
38	55	15	70	
39	61	17	78	
40	70	22	92	
41	71	27	98	
42	71	26	97	
43	87	40	127	
44	80	43	123	
45	98	32	130	
46	96	26	122	
47	70	27	97	
48	120	21	141	
49	122	22	144	
50	98	22	120	
51	95	9	104	
52	97	22	119	
53	112	13	125	
54	83	14	97	
55	97	14	111	
56	72	8	80	
57	93	11	104	
58	100	15	115	
59	69	12	81	
60以上	0	0	0	
計	2,485	850	3,335	



2 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正

次表（１）及び（２）のとおり給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等を行った。

（１）規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
13	26.7.7	26.7.7	佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則	佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例が制定されることに伴い関係規則、関係通知の改正等を行った。
16	26.8.29	26.9.1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成26年9月1日付けの組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。
17	26.9.16	26.10.1	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	規定中に引用している法令の名称を改めた。 (母子及び寡婦福祉法 → 母子及び父子並びに寡婦福祉法)
19	26.12.19	26.12.19	最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正により、平成26年4月1日に遡って特定任期付職員に係る給料月額が改定されることに伴い、適用日の前日において、特定任期付職員に適用される給料表の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の給料月額の切替えについて定めた。
20	26.12.19	27.1.1	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正により、教員特殊業務手当の額の一部を改正した。
21	26.12.19	26.12.19 26.4.1 (一部27.1.1 施行)	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	特別支援教育にかかわる教育職の給料の調整額の調整数の改定並びに佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により給料表が改定されることに伴う給料の調整額の調整基本額の改定を行った。
22	26.12.19	26.12.19 26.4.1	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例等の一部改正により、初任給調整手当の支給額の改正を行った。
23	26.12.19	26.12.19 26.4.1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正により、勤勉手当の成績率の上限を改めた。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
24	26.12.19	26.12.19	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正により、伝染病作業手当及び防疫等作業手当の支給要件の一部を改正した。
25	26.12.19	26.12.19 26.4.1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により給料月額が改定されることに伴い、昇格時号給対応表の改定を行った。
1	27.2.27	27.2.27	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成 27 年 2 月 27 日付けの佐賀県警察本部の組織改正に伴い、管理職手当を支給する職を改めた。
2	27.3.6	27.4.1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成 27 年 4 月 1 日付けの佐賀県警察本部の組織改正に伴い、管理職手当を支給する職を改めた。
5	27.3.27	27.4.1	最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正により、平成 27 年 4 月 1 日より特定任期付職員及び第 1 号任期付研究員に係る給料表が改定されることに伴い、同日の前日において、それらの給料表の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の給料月額の切替えについて定めた。
6	27.3.27	27.4.1	平成 27 年 4 月 1 日において降格をした職員の特例に関する規則	給料表の切替えが行われる平成 27 年 4 月 1 日において降格をした職員の号給について、関係規則中の降格時の号給に関する特例を定めた。
7	27.3.27	27.4.1	平成 26 年改正県職員給与条例附則第 7 条又は平成 26 年改正学校職員給与条例附則第 5 条の規定による給料に関する規則	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第 7 条又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第 5 条の規定による給料表切替時の現給保障に関し、給料表異動等の特別な事情がある職員の取扱いについて必要な事項を定めた。
8	27.3.27	27.4.1	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	保健福祉事務所に勤務する診療放射線技師の給料の調整額を見直すため、調整数に関する適用区分表の改定を行った。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
9	27.3.27	27.4.1	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	国に準じて、再任用に伴い特別急行等を利用して通勤する職員に新たに特別急行等に係る通勤手当を支給するとともに、原動機付以外の交通用具を使用する職員の通勤手当の額を増額することとした。
10	27.3.27	27.4.1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例が改正され、勤勉手当の支給月数が改められたことに伴い、勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
11	27.3.27	27.4.1	農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第7条の規定（給料表切替えに伴う経過措置）による差額相当分についても、農林漁業普及指導手当の算定基礎額とした。
12	27.3.27	27.4.1	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例が改正され、医師等に係る地域手当の支給割合が改められたことに伴い、平成30年3月31日までの間における経過措置を人事委員会規則において定めた。
13	27.3.27	27.4.1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、平成27年4月1日から給料表が改定されることに伴う昇格時号給対応表の改定及び公安職の級別標準職務の見直しに伴う公安職給料表級別標準職務表の改定等を行った。
14	27.3.27	27.4.1	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	交通距離の区分の増設等のため加算額について国に準じて、所要の改正を行うとともに、基礎額について所要の経過措置を講じた。また、再任用に伴い単身赴任となった職員に、新たに単身赴任手当を支給するため、所要の改正を行った。
15	27.3.27	27.4.1	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	平日深夜に勤務した管理監督職員に、新たに管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、新たに支給対象とする勤務の取扱い等について所要の改正を行った。
16	27.3.31	27.4.1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成27年4月1日付けの組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。
17	27.3.31	27.4.1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成27年4月1日付けの組織改正に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の範囲を改めた。

(2) 運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	適用年月日	通知名	概要
人委339	26.7.7	26.7.7	復職時等における号級の調整の運用についての一部改正について	配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の号級の調整を、育児休業をした職員及び自己啓発休業をした職員が職務に復帰した場合の号級の調整と同様の方法により行うものとした。
人委339	26.7.7	26.7.7	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間から除算する期間について、公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち当該除算する期間として、配偶者同行休業をしている職員として在職した期間等を規定した。
人委843	26.12.19	26.4.1	平成26年改正給与条例附則第3条又は改正学校職員給与条例附則第2条の規定に基づく号給の調整についての制定について	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第3条及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第2条に基づき、平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について定めた。
人委850	26.12.19	26.12.1	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例が施行されたことにより、勤勉手当の成績率を定めるにあたっての勤勉手当の総額の範囲を改めた。
人委851	26.12.19	26.12.1	勤勉手当の成績率の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例が施行されたことにより、再任用職員以外の職員が懲戒処分を受けた場合の成績率の基準を改めた。
人委852	26.12.19	27.4.1	伝染病作業手当の運用についての廃止について	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の改正により、同通知において規定していた事項が規則内に規定されたことから、同通知を廃止することとした。
人委1065	27.3.27	27.4.1	平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の運用の制定について	給与条例の改正により支給する経過措置給料について定めた「平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則」の運用に係る具体的事例の取扱いについて定めた。

通知番号	通知年月日	適用年月日	通知名	概要
人委 1078	27.3.27	27.4.1	管理職員特別勤務手当の運用等についての一部改正について	平日深夜に勤務した管理監督職員に、新たに管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、新たに支給対象とする勤務の取扱い等について所要の改正を行った。
人委 1080	27.3.27	27.4.1	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例が施行されたことにより、勤勉手当の成績率を定めるにあたっての勤勉手当の総額の範囲を改めた。
人委 1080	27.3.27	27.4.1	勤勉手当の成績率の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例が施行されたことにより、再任用職員以外の職員が懲戒処分を受けた場合の成績率の基準を改めた。
人委 1085	27.3.27	27.4.1	単身赴任手当の運用についての一部改正について	単身赴任手当に関する規則の一部改正により、単身赴任手当が支給される職員として権衡上必要があると認められる職員の中に、再任用職員も含まれることとなったこと等に伴い、所要の改正を行った。
人委 1091	27.3.27	27.4.1	通勤手当の運用についての一部改正について	通勤手当に関する規則の一部改正により、再任用に伴い特別急行等を利用して通勤する職員に、新たに特別急行等に係る通勤手当を支給することとなったこと等に伴い、所要の改正を行った。
人委 1108	27.3.27	27.4.1	平成 26 年改正県職員給与条例附則第 6 条又は平成 26 年改正学校職員給与条例附則第 4 条の規定に基づく号給の調整について	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第 6 条及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第 4 条に基づき、平成 27 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について定めた。
人委 1132	27.3.27	27.4.1	災害応急作業等手当の運用について	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内に新事務棟が完成したことに伴い、災害応急作業等手当の支給対象となる作業の場所について、所要の改正を行った。

3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況（包括承認を含む。）は、次のとおりである。

(1) 研修、表彰等による昇給（第38条第1号及び第2号）

任命権者ごとに包括承認しており、実施した場合には年度終了後1月以内に報告させることとしている。

部局別			研修 (第38条第1号)	表彰等 (第38条第2号)	計
知事部局			人	人	人
教育委員会	教育庁				
	学校	教育職員	県立学校	13	13
		中学校	9	9	
		小学校	14	14	
	一般職員	3	3		
警察本部	警察官		6	16	22
	一般職員				
計			6	55	61

(2) その他

部局	条項	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則				
		第17条	第18条	第20条 第3項	第24条 第3項	
知事部局		11人	人	人	人	
教育委員会	教育庁		1			
	学校	教育職員	県立学校	5		
		中学校	14			
		小学校	8			
	一般職員					
警察本部	警察官		21			
	一般職員		1	1		
計		61	1			

(注1) 第17条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第18条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第20条第3項：昇格前の職の級の在級年数が1年未満の者を昇格させる場合の承認

第24条第3項：降格となった職員の号給の決定

(注2) 各種委員会は知事部局に含む。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1) 事業場の区分

①佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

労働基準法 別表第 1 の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
第 12 号	消防学校 環境センター 図書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 衛生薬業センター 総合看護学院 有田窯業大学校 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 水産振興センター	教育センター 県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く)	警察学校	

労働基準法 別表第1の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
	高等水産講習所 林業試験場 自治修習所 公文書館			
労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業	本庁 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター (保護課及び地域生活リハビリ課を除く) 中央児童相談所 関西・中京営業本部 農林事務所 農業技術防除センター 家畜保健衛生所 佐賀空港事務所 首都圏営業本部 県税事務所	教育庁 教育事務所	警察本部(自動車整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局

(2) 労働基準監督機関の職権行使

平成26年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定		1			1
36協定届	15	49	1		65
第一種圧力容器廃止報告					
ボイラー廃止報告		1	1		2
有機溶剤中毒予防規則の一部除外認定	1		1		2

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る平成 26 年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械の種類	検査等の項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ボイラー	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1	6			7
	休止中					
第一種圧力容器	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	3	6			9
	休止中		2			2
ゴンドラ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1				1
	休止中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良い勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

a 調査実施期間

平成 26 年 8 月～平成 27 年 3 月

b 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	4	13	2	1	20

c 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、病気休暇・病気休職の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

d 調査結果

衛生推進者の氏名の未周知、呼吸用保護用具の備えがない、照明設備未点検、大掃除やねずみ昆虫等の被害状況調査の未実施等、事務処理の不備が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正

次表（１）及び（２）のとおり関係規則及び運用通知の制定又は改正等を行った。

（１）規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
12	H26. 7. 7	H26. 7. 7	佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則	地方公務員法の改正を受けて、佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例が制定されることになったことに伴い、職員の配偶者同行休業の実施に必要な事項を定めた。

（２）運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
人委19	H26. 4. 10	H26. 4. 10	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について（通知）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことに伴い、条文の項ずれを改めた。

VI 公平委員会の受託事務関係

1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、平成27年3月31日現在で7市10町18一部事務組合2広域連合（計37団体）である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、平成26年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び平成27年3月31日現在係属している事案はない。

3 不利益処分についての不服申立て

受託団体の職員から、平成26年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき不服申立てがなされ、審理を行った事案及び平成27年3月31日現在係属している事案はない。

4 苦情相談の状況

受託団体の職員から地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談はなされなかった。

5 職員団体事務

(1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。平成26年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
11	H26. 6. 6	H26. 6. 6	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>○新たに指定した職 (小城市) 出先機関 小学校の「副校長」 中学校の「副校長」</p> <p>(白石町) 本庁 町長部局の「総務課長補佐」</p> <p>(太良町) 出先機関 小学校の「事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」</p> <p>○名称を変更した職 (白石町) 本庁 町長部局の「人事給与係長」⇒「職員係長」</p>

(2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

職員団体の名称	所在地	代表者	登録		H25 年度の 登録事項
			番号	年月日	
自治労鳥栖市 職員労働組合	鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内	執行委員長 牛嶋 英彦	102	S43. 4. 13	H26. 8. 19 役員の変更
鹿島市 職員労働組合	鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内	執行委員長 中尾 勝徳	106	S42. 6. 13	H26. 8. 19 役員の変更
太良町 職員組合	太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内	執行委員長 中尾 光宏	108	S43. 3. 29	H26. 10. 2 役員の変更
自治労武雄市 職員労働組合	武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内	執行委員長 諸岡 利幸	110	S61. 11. 11	H26. 9. 16 役員の変更
自治労基山町 職員労働組合	基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内	執行委員長 中牟田文明	111	S62. 9. 11	H26. 9. 16 役員の変更
多久市 職員労働組合	多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内	執行委員長 友貞 靖彦	115	H 5. 11. 25	H26. 11. 6 役員の変更
小城市 職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 小柳 祥康	117	H17. 4. 7	H26. 11. 25 規約及び 役員の変更
みやき町 職員労働組合	みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内	執行委員長 立石 久也	118	H17. 8. 25	H26. 9. 29 役員の変更
白石町 職員労働組合	白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内	執行委員長 江島 利高	120	H17. 12. 7	H26. 11. 6 規約及び 役員の変更



シンフォニー
人と自然と文化の交響県・佐賀

佐賀県

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

佐賀県人事委員会事務局

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/web/jinjiiin/jinji-iiin.html>

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp